

## 審査実施要領

### 1. 審査方法

- (1) 審査は、新庄庁舎トイレ等環境改善事業事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において、一次審査で書類審査を実施する。その結果をもって二次審査の価格審査及びプレゼンテーション審査を行い、合計得点の高い者から順に受託候補者及び次点候補者とする。
- (2) 審査委員会は非公開とする。
- (3) 提出された書類等の内容について、後日問合せを行う場合がある。

### 2. 一次審査（書面審査）（30点満点）

一次審査（書面審査）は、委員会事務局（管財課）において以下のとおり書類審査を行い、合計点数の上位4位を選定する。ただし、参加申込書の提出が4者を超えない場合はすべての者を2次審査の対象とする。

#### (1) 実績審査基準（10点満点）

本事業に参加する単体企業または協力企業の過去の実績について、以下の加点を行う。

##### ① 設計業務の実績審査基準（業務実績／5点満点）

対象：【様式6-1】実績調書（1）

評価方法：以下の項目のすべて該当する業務を1件とし、1件につき1点の配点を行う。

（最大5件まで）

- ア. 国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した実施設計業務
- イ. 過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日）に完了した実施設計業務
- ウ. トイレの衛生器具及び内装（天井、壁、床すべて）を更新した実施設計業務
- エ. トイレの床面積の合計が40㎡以上の実施設計業務

##### ② 施工業務の実績審査基準（業務実績／5点満点）

対象：【様式6-1】実績調書（2）

評価方法：以下の項目のすべて該当する改修工事を1件とし、1件につき1点の配点を行う。

※最大5件までとする。

※共同企業体での施工の場合は、代表者としての施工実績を有していること。

- ア. 国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した改修工事
- イ. 過去10年以内（平成27年4月1日から令和7年3月31日）に完了した改修工事
- ウ. トイレの衛生器具及び内装（天井、壁、床すべて）を更新した改修工事
- エ. トイレの床面積の合計が40㎡以上の改修工事

#### (2) 葛城市内又は奈良県内の参加者における加点（10点満点）

本事業に参加する単体企業又は協力企業が葛城市内又は奈良県内の企業が参加する場合について、下記の加点を行う。

## 【別紙2】審査実施要領

### ① 設計業務の単体企業又は協力企業

| 評価                          | 点数 |
|-----------------------------|----|
| 本店所在地、支店若しくは営業所所在地が葛城市内である者 | 5点 |
| 本店所在地が奈良県内である者              | 2点 |
| 支店若しくは営業所所在地が奈良県内である者       | 1点 |

### ② 施工業務の単体企業又は協力企業(5点満点)

| 評価                    | 点数 |
|-----------------------|----|
| 本店所在地が葛城市内である者        | 5点 |
| 支店若しくは営業所所在地が葛城市内である者 | 2点 |
| 本店所在地が奈良県内である者        | 2点 |
| 支店若しくは営業所所在地が奈良県内である者 | 1点 |

### (3) 価格点 (10点満点)

対象 : 見積書(任意様式)

採点は合計金額により行う。(内訳書は採点対象外)

評価方法 : 下記により計算し、価格点とする。

- ・ 最低見積価格者の得点は10点とする。
- ・ その他の者は下記の計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。

$$\text{「価格点} = 10 \text{点} \times (\text{最低見積価格}^{\ast 1} / \text{見積価格}^{\ast 2}) \text{」}$$

※1: 全提案者中最も低い見積価格

※2: 該当提案者の見積価格

## 3. 二次審査(プレゼンテーション)(120点満点)

企画提案書に沿ったプレゼンテーション及び質疑応答を実施する。

### (1) 二次審査(プレゼンテーション)の日程・方法等

① 審査日 : 令和7年8月20日(水)を予定(別途連絡)

② 場所 : 葛城市役所(別途連絡)

③ 出席者 : 出席者は1社につき6名以内

④ 実施時間 : 1提案者40分以内

※ プレゼンテーション20分、質疑応答20分を想定

※ 事前準備、片付けに係る時間は含まない。

### (2) 二次審査(プレゼンテーション)の評価方法

審査員(1人につき120点満点)が「新庄庁舎トイレ等環境改善事業プロポーザル二次評価基準」の評価の各項目を審査の上評価し、各審査員の合計評価点数の平均点(小数点第3位を四捨五入)を二次審査(プレゼンテーション)の得点とする。

## 【別紙2】審査実施要領

### (3) プレゼンテーション内容

- ① プレゼンテーションは提出した企画提案書をもとに行うこと。
- ② プレゼンテーションを補完する手段として、デモンストレーションを行うことも可能とする。
- ③ プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順番とする。

### (4) その他

- ① スクリーンは市で準備するが、パソコン・プロジェクターその他必要な機器及びインターネット通信環境は提案者が準備すること。
- ② 社名が特定できるような名札等を身につけないようにし、社名への言及や、配付資料・投影する資料等に社名が特定できるロゴ等を出さないこと。
- ③ 説明に要する提案者の経費は、全て提案者の負担とする。
- ④ 遅刻又は欠席した場合は、本プロポーザルを辞退したものとみなす。
- ⑤ 補足資料の投影は可能とするが、紙面での追加配布は認めない。

## 4. 受託候補者選定に関する特記事項

### (1) 最低基準点

審査の合計点の満点(150点)の6割(90点)を最低基準点とし、最高得点者が最低基準点に満たない場合は、受託候補者を選定しない。

### (2) 参加者が1者となった場合の取扱い

参加者が1者となった場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、当該参加者を受託候補者に決定し、その旨を通知する。

### (3) 最高点で同点の者が2者以上の場合の取扱い

当該提案者それぞれの審査の得点と同じ場合、くじ引きにより、受託候補者及び次点候補者を選定する。

### (4) 審査結果の通知

審査結果は、令和7年8月22日(金)(予定)に全ての参加者に通知するとともに、市ホームページにおいて受託候補者を公表する。なお、審査の経過については一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

【別紙2】審査実施要領

新庄庁舎トイレ等環境改善事業プロポーザル二次評価基準

| 評価項目          |                               | 評価の観点   | 配点         |
|---------------|-------------------------------|---|------------|
| 実施方針<br>実施体制  |                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>提案内容の方向性が市の方針・目的に即しているか</li> <li>本事業の特徴(デザインビルド発注方式、単年度での整備事業等)を捉えた課題抽出及びその対応を把握しているか。</li> <li>実施体制が整っており、事業の進行管理が適切に行える体制となっているか</li> <li>参加者の技術力、経験を生かした実施体制となっているか</li> <li>事業期間を通して一貫した連絡体制や問題発生時も想定した適切な体制となっているか</li> </ul> | 10         |
| スケジュール        |                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>無理のないスケジュールとなっているか</li> <li>不測の事態が起きた場合等、問題発生時も想定した適切スケジュールとなっているか</li> <li>来庁者が多い時期等を考慮し、職員、来庁者等の安全性、利便性、執務への影響等を配慮したスケジュールとなっているか</li> <li>各業務の質を落とすことなく、工期短縮が図られているか</li> </ul>   | 10         |
| 設計<br>業務      | 利用者への<br>配慮<br>(1階トイレ<br>を対象) | <ul style="list-style-type: none"> <li>抽出した課題解決に向けた計画となっているか</li> <li>利用者にとってわかりやすいレイアウト計画となっているか</li> <li>ユニバーサルデザインを取り入れた提案となっているか</li> <li>身だしなみや手荷物等への配慮がされた計画となっているか</li> <li>非接触機器の導入等、利用者の清潔性に配慮した計画となっているか</li> <li>利用者の安全性、防犯性、プライバシー等に配慮した計画となっているか</li> </ul>  | 20         |
|               | 維持管理性<br>(1階トイレ<br>を対象)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>再利用する器具、建材等の現状を適切に評価し的確な提案となっているか。また今後も適切に使用できるための更新・維持管理工事を提案しているか</li> <li>新設する器具・建材及びレイアウト計画等は維持管理、清潔性に配慮した提案となっているか</li> <li>環境負荷、光熱水費低減に配慮した計画となっているか</li> </ul>  | 20         |
|               | 女子更衣室                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用しやすく、多様な使用を想定したレイアウト計画、しつらえの提案となっているか</li> <li>維持管理性・清潔性への配慮がされているか</li> </ul>   | 10         |
| 施工業務          |                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な品質管理及び施工精度を確保するための提案がされているか</li> <li>来庁者や職員等の利便性、執務への影響に配慮した騒音・振動対策、仮設計画等を提案しているか。</li> <li>工事期間中の仮設トイレの計画(位置・器具数・仕様)、女子更衣室への配慮が適切に提案されているか。計画された仮設トイレは来庁者、職員等が利用しやすいよう配慮されているか。</li> <li>工事の環境への配慮が適切に提案されているか。</li> </ul>     | 20         |
| 工事中の安全性<br>確保 |                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>平日施工中の庁舎における来庁者、職員の安全確保について具体的な提案をしているか。</li> <li>休日施工や平日の閉庁時間の施工について、防災、防犯を踏まえた安全確保について具体的な提案をしているか</li> <li>工事をしていない開庁時間について、防災、防犯を踏まえた安全確保について具体的な提案をしているか</li> </ul>   | 15         |
| 独自追加提案        |                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎の長寿命化に関する提案等、市の財政の負担低減につながる提案</li> <li>利用者の利便性向上等につながる提案</li> <li>災害対策に対する提案 等</li> </ul>  | 15         |
| <b>合計</b>     |                               |   | <b>120</b> |